

2. 幹線道路の位置づけ

(1) 「基本計画編」の整理

計画の目的

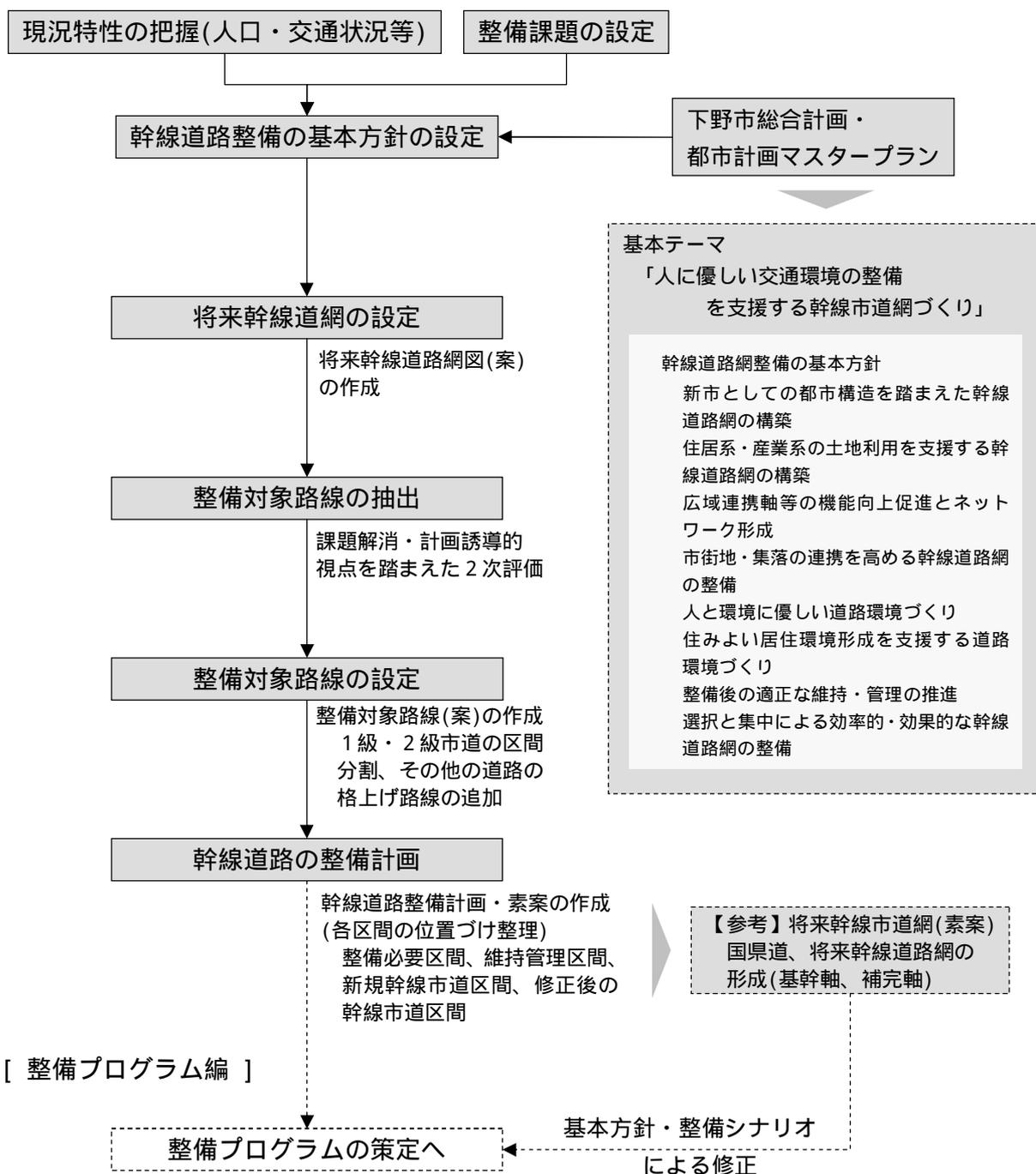
市民生活や地域活性化などを支える交通基盤・交通体系の骨格をなす「幹線道路網」の構築及び整備推進に向けた基本方針・基本計画等の作成を目的としています。

計画の対象期間・対象路線

- ・対象期間：平成20～平成37年
- ・対象路線：市道1・2級(必要に応じてこれ以外の市道等を対象に含める)

計画の内容

[基本計画編]



要整備路線の抽出

交通量・道路構造・安全・防災・景観機能についての課題解消の緊急性(課題解消)や、土地利用(生活・産業・観光)・都市環境についても計画誘導の視点(計画誘導)などの視点により庁内評価を行い、要整備路線を抽出しました。

要整備路線

路線・区間 名称	優先性(案) : 1,2とも上位、 : どちらかで上位、 : 上記に次ぐ
1 南1 -1 西	
2 南1 -2 東	
3 南1 -6	幅員の確保、集落における交通環境向上
4 南1 -9 西	市街地間を結ぶ軸としての機能確保
5 南1 -10 東	
6 南1 -10 西	集落における交通環境向上
7 南1 -11	
8 南2 -10 南	
9 石1 -2	
10 石1 -4 南	集落における交通環境向上
11 石1 -7 北	市街地内の交通環境向上
12 石1 -8 南	
13 石1 -9	
14 石2 -15 西	幅員等の課題解消(宇都宮・壬生方面との連携)
15 石2 -17 北	幅員等の課題解消、幹線市道骨格軸の機能強化
16 石2 -22 西	集落における交通環境向上
17 石2 -28	
18 国1 -6 東	市街地内の交通環境向上、小山方面との連携(新規国4との連携)*小山市側にも整備構想あり
19 国1 -7 東	市域における東西の軸の形成、集落内における交通環境向上
20 国1 -7 西	
21 国1 -9	幹線市道骨格軸、都市計画道路の未整備区間
22 国1 -13	
23 国2 -13 北	集落内の交通環境向上
24 国2 -27 西	天平の丘公園へのアクセス向上

注)「南1 -10 東」「南1 -10 西」は整備プログラム編においては「南1 -10 北」「南1 -10 南」に修正
「石1 -2」は整備対象から除外

整備中・整備予定路線

1 石1 -4 北	まちづくり交付金による整備(交付期間: H21~25)
2 石1 -5	道路整備臨時交付金事業(まちづくり交付金関連事業)
3 石1 -6	まちづくり交付金による整備(交付期間: H21~25)
4 石2 -21	〃
5 新規 南2 南	土地改良事業(整備中)
6 新規 石1	まちづくり交付金による整備
7 新規 石2	〃
8 新規 国1	道路事業(整備予定)

維持・管理路線

1 石1 -13	都市計画道路として整備済み
2 石2 -24	幹線市道骨格軸、都市計画道路として整備済み
3 国1 -3	幹線市道骨格軸、都市計画道路として整備済み
4 国1 -10	都市計画道路として整備済み

